

【2025年6月4日発行】

■■ 人事労務マガジン／定例第176号 ■■

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省X・Facebookは、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式X>

<https://x.com/mhlwtwitter>

<厚生労働省公式Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 事業主の皆さまへ 労働基準法等の届出に関する「電子申請様式作成支援ツール」のご案内
2. 「高年齢者雇用状況等報告」の申請受け付けを開始しました
3. 「障害者雇用状況報告」の申請受け付けを開始しました
4. 6月19日(木)開催「テレワークセミナー」(オンライン)参加者募集中
第1回テーマは「育児・介護・病気治療と仕事の両立をテレワークが解決」
5. 職場のトラブル予防・解決に取り組みたい方へ
「労働判例・政策セミナー(6月16日)」の映像をオンデマンド配信します
6. 「個別労働紛争解決研修」を開催します
企業内での個別労働紛争の予防、適切な対処ができる人材の育成にお役立てください～
7. 第1回「団体等検定制度についての出張相談会」を開催します
8. 「仕事と育児・介護の両立支援」専門家が導入を個別にサポート
男性従業員からの育児休業取得や、突然の介護休業取得のお申し出に備えましょう
9. 「仕事と育児・介護の両立支援」伴走型セミナー開催
1社につき1名の仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援付き
10. 6月は「外国人雇用啓発月間」です
知って、守って、みんなで活躍 ～外国人雇用はルールを守って適正に～【再掲】
11. 昨年10月から教育訓練給付金を拡充しています【再掲】

【トピック1】事業主の皆さまへ 労働基準法等の届出に関する「電子申請様式作成支援ツール」のご案内

令和7年3月31日以降、労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から、労働基準監督署への届出(就業規則届、36協定届、1年単位の変形労働時間制に関する協定届)に関する電子申請が可能となりました。

今までのe-Govからの電子申請と比較して、さらに便利になっていますので、ぜひご活用ください。

■「電子申請様式作成支援ツール」の主な機能

- ・内容の異なる協定等の一括届出機能
- ・本社一括届出のCSVファイル自動作成機能
- ・届け出先の労働基準監督署の自動選択機能
- ・次回届け出時のリマインド・複写機能

【対象手続きや各機能の詳細等に関するリーフレットはこちら】

労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から電子申請ができるようになりました

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000716053.pdf>

【電子申請様式作成支援ツールの利用はこちら】

電子申請様式作成支援ツールについて | スタートアップ労働条件:事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト | 厚生労働省

https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support_1.html

【トピック 2】「高年齢者雇用状況等報告」の申請受け付けを開始しました

6月1日から、令和7年「高年齢者雇用状況等報告」の申請受け付けを開始しました。

7月15日(火)までに、本社の所在地を管轄する公共職業安定所まで提出をお願いします。

この報告は、高年齢者雇用安定法に定められた 65 歳までの雇用確保措置や 70 歳までの就業確保措置の実施状況等を把握し、必要に応じて各企業へ公共職業安定所等による助言・指導等を行うための基本情報として使います。

【報告書様式・記入要領等の詳細はこちら】

高年齢者雇用状況等報告書及び記入要領等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/koureisha-koyou_00001.html

なお、G ビズ ID(無料)または電子署名(有料)を利用した電子申請による提出もできます。
ぜひご活用ください。

【電子申請の詳細はこちら】

高年齢者雇用状況等報告の電子申請による提出

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koureisha-koyou/koureisha-koyou.html>

【トピック 3】「障害者雇用状況報告」の申請受け付けを開始しました

6 月 1 日から、令和 7 年「障害者雇用状況報告」の申請受け付けを開始しました。
従業員 40.0 人以上の事業主は、毎年 6 月 1 日現在の障害者の雇用に関する状況(障害者雇用状況報告)を公共職業安定所に報告する義務があります(障害者雇用促進法 43 条第 7 項)。
7 月 15 日(火)までに、本社の所在地を管轄する公共職業安定所まで提出をお願いします。

【報告書様式・記入要領等の詳細はこちら】

障害者雇用状況報告書及び記入要領等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisha-koyou_00002.html

なお、G ビズ ID(無料)または電子署名(有料)を利用した電子申請による提出もできます。
ぜひご活用ください。

【電子申請の詳細はこちら】

障害者雇用状況報告の電子申請による提出

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koureisha-koyou/shougaisha-koyou.html>

【トピック 4】6 月 19 日(木)開催「テレワークセミナー」(オンライン)参加者募集中
第 1 回テーマは「育児・介護・病気治療と仕事の両立をテレワークが解決」

厚生労働省は、テレワークの活用によって、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、テレワークセミナーを随時開催しています。【事前申し込み制・参加無料】

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術(ICT)を活用して、時間や場所を有効に活用でき、さまざまな生活スタイルに応じた柔軟な働き方を可能にします。

育児・介護による離職防止、採用の強化はもちろん、DX促進、BCP対策、社員のエンゲージメント向上や障害者雇用などによる労働人口の確保などテレワークには多くのメリットがあります。

第1回のテーマは「育児・介護・病気治療と仕事の両立をテレワークが解決」です。

第1回特別講演として、合同会社ジョイン CEO の家田佳代子を迎え、「テレワークの最新動向と育児介護、病気治療のテレワークによる解決」をご講演いただきます。

若い世代の「採用」が厳しくなる一方で、今、会社に貢献している社員の離職も大きな問題です。「子育て中」の世代はもちろん、会社を支えてきてくれた 40 代・50 代の社員が「介護」や「治療」と仕事の両立ができず、退職を余儀なくされる事もあり、働く人はもちろん、企業にとっても大きな痛手となります。

このセミナーでは、子育てや介護、病気の治療と仕事を両立するためのテレワークについて、労務管理の専門家を交えながら中小企業でも実現可能な実施方法や労務管理手法を、わかりやすく解説します。他にもこれからの人材、採用を進めるための課題解決に向けて取り組んだ企業様の体験談や事例の紹介に加え、ICTツールの上手な活用、労務管理の重要性について解説します。

【セミナー内容】

・特別講演 合同会社ジョイン CEO 家田佳代子 氏

- ・テレワーク導入企業の好事例紹介(パーソルホールディングス株式会社)
- ・テレワーク導入事例&ICTにおける留意点
- ・テレワーク実施時の労務管理上の留意点(社労士による徹底解説)

・「個別相談会」(希望者)

※セミナー終了後に、労務管理、ICT その他企業が抱える個別具体的なお悩みについて、セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」を実施します。ご希望の方は、セミナーお申し込み時に個別相談会希望とご指定ください。

育児や介護、病気での離職防止、テレワークの導入や定着に課題を抱えている事業経営者、人事・労務管理などのご担当者は、ぜひご参加ください。

・開催日時

日時:6月19日(木)13:00~16:00 ※オンライン接続開始 12:50

【申し込み方法など詳細はこちら】

テレワーク総合ポータルサイト > セミナー・イベント > テレワークセミナーのご案内

<https://telework.mhlw.go.jp/kagayakutelework/seminar/2025/0619.html>

【トピック5】職場のトラブル予防・解決に取り組みたい方へ「労働判例・政策セミナー(6月16日)」の映像をオンデマンド配信します

厚生労働省は、令和7年度 第1回「労働判例・政策セミナー」を、6月16日(月)に開催します。すでに会場、ライブ配信の定員は満席となっていますが、6月23日(月)以降セミナーの映像をオンデマンドで配信しますので、ご興味ある方はぜひともご視聴ください。【視聴無料】

近年、職場ではさまざまなトラブルが多数発生しています。例えば、解雇、労働条件の引き下げ、いじめなど労働者個人と事業主間のトラブル(個別労働紛争)です。

このセミナーでは、「働きやすい職場」を実現するため、労働問題の解決や予防に役立つ最新の労働判例や労働政策の動向を紹介します。

職場のトラブル予防、解決に取り組みたい方は、ぜひご視聴ください。

【セミナーの内容】

1.労働判例の動向

直近の動向(おおむね直近 1 年間の動き)に焦点を当て、重要な判例・裁判例を取り上げ解説します。

今年度は、以下の事件等を取り上げ、これらの判例・裁判例の意味するところを掘り下げつつ、できるだけ分かりやすく解説します。

(1)労災保険給付支給処分取消訴訟にかかる特定事業の事業主の原告適格が争われた事例(あんしん財団事件・最一小判令和 6・7・4)

(2)無期転換申込権発生の特例を定める任期法 7 条 1 項の適用の前提となる同法 4 条 1 項 1 号に大学の専任教員たる講師が該当するかが争われた事例(学校法人羽衣学園事件・最一小判令和 6・10・31)

(3)地方公務員の自殺にかかる県の注意義務違反の有無の判断と公務災害にかかる認定基準等の位置づけに関する事例(静岡県事件・最二小判令和 7・3・7)

(4)総合職のみを対象とする社宅制度について一般法理としての間接性差別が成立するかが争われた事例(AGC グリーンテック事件・東京地判令和 6・5・13)

(5)職種限定合意があるにもかかわらずなされた配転命令が不法行為に当たるかが争われた事例(社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会(差戻控訴審)事件・大阪高判令和 7・1・23)

2.労働政策の動向

労働関係法令のうち、立法・改正が成立したものや、改正が検討されているものなどについて、企業の人事労務管理を考える上で重要なものをいくつか取り上げ、ポイントをわかりやすく解説します。

今年度は、令和 7 年通常国会に提出された、以下の法改正(案)等について取り上げる予定です。

(1)労働施策総合推進法・男女雇用機会均等法等改正(案)【カスハラ、就活セクハラへの対応等】

(2)女性活躍推進法等改正(案)【男女間賃金差異、女性管理職比率の公表義務(対象事業主)の拡大等】

(3)労働安全衛生法等改正(案)【ストレスチェックの実施義務(対象事業場)の拡大等】

(4)公益通報者保護法改正(案)【公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化等】

・開催日時:6月16日(月) 13:30~16:30

・講師:竹内 寿 早稲田大学法学学術院教授、原 昌登 成蹊大学法学部教授

・お申し込み:当日の動画の視聴をご希望の方は、6月23日(月)以降、「全基連」ウェブサイトからお申し込みください。

■全基連ウェブサイト

<http://www.zenkiren.com>

【お問い合わせ】

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会(全基連)研修事業本部(委託先)

TEL: 03-3518-9103

【トピック6】「個別労働紛争解決研修」を開催します 企業内での個別労働紛争の
予防、適切な対処ができる人材の育成にお役立てください

厚生労働省は、個別労働紛争の発生を未然に防ぎ、発生した紛争に対して迅速・適切に対処することができる人材の育成を目的に、「個別労働紛争解決研修」を、会場・オンラインで開催します。(厚生労働省委託事業)

近年、企業内では解雇、労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせ、雇い止めなどの個別労働紛争が増加しています。こうした中、個別労働紛争を予防し、発生した紛争に迅速・適切に対処し、労働者が安心して働ける職場環境を整備することが、経営の重要課題の1つとなっています。

この研修は、「基礎研修」、「応用研修」から構成されております。

基礎研修では、個別労働紛争の発生を予防するために必要な基本的な法知識と問題解決能力を培います。

応用研修では、基礎研修を修了された方等を対象として、個別労働紛争の模擬事例等を題材として受講者間のディスカッションを中心に講義を進めることで、複雑な労働問題に対処するための実践的なスキルを磨きます。

講師は、労働問題に深い知見のある労働法学者、労働事件に精通した労使各側の弁護士が担当しており、研修内容の高さから企業内の個別労働紛争を担当される方の研修としてだけでなく、特に基礎研修は労働審判員になられる方の必須研修としても位置付けられています。

使用するカリキュラム・テキストは、連合、経団連等の労使団体、労働法学者、労使各側の弁護士協力の下で中立的な観点で作成されています。

企業の人事労務担当者、社会保険労務士、労働組合関係者など、企業や労働組合で労働紛争の解決に携わる方の受講をお待ちしています。

【基礎研修の詳細】

・受講方法:研修日は 1 日です。研修日当日は職場、自宅等でライブ配信により受講する方法と、研修会場(東京または大阪)にて対面で受講する方法があり、研修回により異なりますので、ご都合の良い回を選択してお申し込みください。

研修日前 1 か月間は「事前学習期間」として、オンデマンド動画を視聴しながら事前学習をしていただきます。

・開催日程(研修日):

ライブ配信回:7/29(火)、9/9(火)、9/29(月)、11/1(土)、11/27(木)
2026/1/16(金)、2/4(水)

会場開催回:

東京会場:7/14(月)、8/22(金)、10/17(金)、11/21(金)、12/9(火)
大阪会場:9/18(木)

・受講料:28,600 円(税込)

【応用研修の詳細】

・受講方法:研修日が 1 日のコースのほかに、受講者間のディスカッション時間を長く設定した 2 日コースの回も1回設けています。研修日当日は、職場・自宅等でライブ配信により受講する方法と、研修会場(東京または大阪)にて対面で受講する方法があり、研修回により異なりますので、ご都合の良い回を選択してください。

いずれも研修日前 1 か月間は「事前学習期間」として、オンデマンド動画を視聴しながら事前学習をしていただきます。

・開催日程(研修日)

ライブ配信回:10/11(土)、11/5(水)、12/5(金)

2026/1/23(金)、2/19(木)

会場開催回:

東京会場:9/24(水)、10/21(火)、2026/1/30(金)

東京会場 2 日コース:12/10・11(水・木)

大阪会場:11/19(水)

・受講料:

(標準コース)24,200 円(税込)※

(2 日コース)33,000 円(税込)※

※一定の要件を満たす場合には割引が受けられます。詳細は全基連のウェブサイトをご覧ください。

【お申し込みなど詳細はこちら】

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会

<https://www.zenkiren.com/jutaku/kensyu.html>

【お問い合わせ】

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会(全基連)研修事業本部

※厚生労働省委託事業

TEL: 03-3518-9103

E-mail: kensyu@zenkiren.com

URL: <http://www.zenkiren.com/>

【トピック7】第1回「団体等検定制度についての出張相談会」を開催します

厚生労働省は、独自に労働者の職業能力検定を実施している、または、これから新しく検定制度の立ち上げを検討している企業・団体の皆さまを対象に「団体等検定制度についての出張相談会」をオンライン併用で開催します。【事前申し込み制・参加無料】

この相談会では、「団体等検定制度」に関する説明を行うとともに、具体的な検定の基準の策定手順などの検定の創設支援等についてのご相談を受け付けます(※)。

※相談会当日の御相談の枠は限りがあります。もし個別の御相談を希望される場合は、出張相談会終了後に、改めて日程調整をします。

この認定は、民間の団体や企業が独自に行う検定の枠組みを厚生労働大臣が認定するものです。認定を受けた検定は、「厚生労働省認定」と表示することができ、専用ロゴマークを使用できます。

制度に少しでも関心をお持ちの方は、気軽にご参加ください。

・開催日時:6月 24 日(火) 14:00~16:00

・開催場所:ホテルグランドヒル市ヶ谷(東京都新宿区市谷本村町 4-1)

・お申し込み先:

申し込みフォーム

URL <https://forms.cloud.microsoft/r/m2TCzppCZm>

【トピック8】「仕事と育児・介護の両立支援」専門家が導入を個別にサポート
男性従業員からの育児休業取得や、突然の介護休業取得のお申し出に備えましょ
う

改正育児・介護休業法と改正次世代育成支援対策推進法の施行に伴い、従業員の「仕事と育
児・介護の両立支援」について整備・検討しませんか。

社会保険労務士や中小企業診断士などの資格を持つ専門家が、法改正に沿った雇用管理や円
滑な休業取得、職場復帰、離職防止などについて無料でアドバイスを行います。

育児復帰支援プラン、介護支援プランの活用、両立支援等助成金についてもご紹介します。

【無料個別支援の詳細・お申し込み】

中小企業育児・介護休業等推進支援事業

育児について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/ikuji/>

介護について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/kaigo/>

【トピック9】「仕事と育児・介護の両立支援」伴走型セミナー開催
1社につき1名の仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援付き

【伴走型セミナーとは】

隣に仕事と家庭の両立支援プランナーが着席し、セミナーを受講しながらご質問やご相談に応じることができる、参加された企業様の満足度、理解度ともに高いセミナーです。セミナー内での疑問はもちろんのこと、各企業のお悩みにも対応します。
お近くの企業の皆さま、ぜひご利用ください。

【セミナー内容】

- ・仕事と育児の両立支援:「共働き・共育時代職場づくりと法改正対応」
- ・仕事と介護の両立支援:「介護離職防止に必要な取組と法改正対応」

【開催日程】

- ・柏の葉カンファレンスセンター(千葉県柏市)

7月25日(金) 12:30～ 受付開始 13:00～ セミナー開始

申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/9603>

- ・平塚市経営者・人事労務担当者向けセミナー(神奈川県平塚市)

8月5日(火) 12:30～ 受付開始 13:00～ セミナー開始

申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/9607>

会場ごとに定員を設けています。定員になり次第お申し込みが終了となります。
この機会をご利用いただき、職場環境の整備、従業員の離職防止にお役立てください。

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局(厚生労働省委託)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

TEL:03-5542-1740

【再掲】-----

【トピック10】6月は「外国人雇用啓発月間」です

知って、守って、みんなで活躍 ～外国人雇用はルールを守って適正に～

厚生労働省は、6 月を「外国人雇用啓発月間」と定め、事業主をはじめ広く国民の皆さまに、適正な外国人雇用についての啓発活動を行っています。

今年度の標語は「知って、守って、みんなで活躍 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」です。外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に発揮する環境が確保されるよう、外国人を雇っている事業主の皆さまは、守るべき雇用ルールについて、いま一度確認をお願いします。

【外国人を雇用する上でのルール(指針)など詳細はこちら】

外国人雇用のルールに関するパンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/001100538.pdf>

【再掲】-----

【トピック11】昨年10月から教育訓練給付金を拡充しています

教育訓練給付金は、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了等した場合、受講費用の一部(最大 80%～20%)が支給されるものです。

昨年 10 月 1 日以降に開講する専門実践教育訓練、特定一般教育訓練の場合、教育訓練給付金の給付率が引き上がりました。

オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができる講座もあるので、主体的なスキルアップ、資格取得のための支援策として、教育訓練給付金を従業員の皆さまへの周知をお願いします。

【詳細はこちら】

令和 6 年 10 月から教育訓練給付金を拡充します

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00042_

[html](#)